解体補助のご案内

~空き家・住宅の解体をご検討の方はご相談ください~

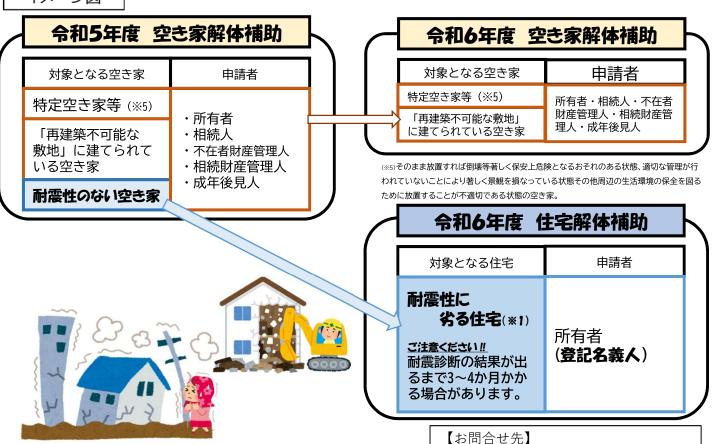
令和6年度から<u>、耐震性に劣る住宅(※1)</u>の解体工事費に対して、補助をする制度の検 討をしています。

それに伴い、**現在市で行っている、空き家の解体工事費の<u>補助の要件(※2)を見直す</u>予定**です。

令和6年度中に、空き家や住宅の解体を検討している方は、**令和6年2月末寺でに下** 記までお問合せください。(※3)

- (※1)昭和56年5月31日以前に建てられた住宅で<u>、市が行う</u>耐震診断(※4)で耐震性に劣ると診断された住宅。(この他にも要件があります。)
- (※2)下記 イメージ図 をご覧ください。(変更となる可能性もあります。)
- (※3)**お問合せにより、申請を受付けたことになりません。**既に行っている解体工事は対象外です。 申請多数の場合は抽選とする予定です。
- (※4)耐震診断の詳細は、裏面をご覧ください。

イメージ図



裏面へ

千曲市役所 建築課

電話:026-273-1111(内線3222、3223)

昭和56年5月以前に建てたお家は 無料で耐震診断をやりましょう!

診断結果により、耐震改修工事の補助金対象になります! 令和6年度から解体工事の補助金も予定しています!!

プレゼント(耐震診断をおこなった方へ差しあげます)

- ・耐震診断結果報告書 ・耐震改修方法の一例 ・工事費の目安
- ◆対象となる住宅 次に掲げる要件すべてに当てはまる木造住宅
 - (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で市内に存するもの
 - (2)木造在来工法の平屋又は2階建て住宅
 - (3)個人所有の一戸建て住宅
 - ※ 店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が 延べ床面積の2分の1未満のものを含みます。
 - ※ ツーバイフォー工法(枠組壁工法)、丸太組工法等は対象になりません。
 - ※ 対象外の工法や木造以外の住宅の場合は、建築課にお問い合わせください。
 - ◇診断結果は、"評点"により評価されます(評価は目安です)

評点が 10 未満の場合は、耐震改修工事の補助金対象になります。(解体工事も検討中)

被害\震度	5弱	5強	6弱	6強	7
無被害	1.0 1.3	1.3			
小破	0.4 0.7	1.0	1.3		
中破		0.7	1.0	1.3	
大破		0.4	0.7	0.7 1.0	1.3
倒壊			0.4	0.4	0.4 0.7 1.0

※ 上記の表は月安です

◆耐震診断の申込み方法 *1:耐震診断士派遣申込書はホームページ又は建築課窓口で入手できます。

「耐震診断士派遣申込書」*1を千曲庁舎建築課(3F)へご提出ください。 郵送も可能です。(送料は自己負担でお願いします)

※ 申し込みが多数の場合には、実施が来年度になることがあります。

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目 1番地

千曲市役所 建築課建築監理係 宛



千曲市耐震診断・改修 補助金ホーハページ